

食安輸発第0518002号
平成19年 5 月18日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸 入 食 品 安 全 対 策 室 長
(公 印 省 略)

米国産レモンの取扱いについて

今般、輸入者の自主検査において、米国産生鮮レモンから基準値を超えるイマザリルが検出されたことから、今後は下記のとおり検査等を行うこととしましたので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

1. VENTURA PACIFIC LEMON COMPANY において包装され、輸出された米国産レモン（輸出国公的検査機関による検査結果証明書が添付されたものは除く。）については、輸入届出の都度、貨物を保留し、イマザリルに係る自主検査を指導すること。
2. その他の米国産レモンについては、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき、イマザリルを含む防ばい剤のモニタリング検査を実施すること。